

介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の 指定の全部効力停止について（訪問看護ステーションNAGOMI）

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止します。

1 事業者の名称及び所在地

株式会社Eggplant 代表取締役 川島 一 俊
群馬県前橋市女屋町1125番地4

2 対象事業所

| | |
|--------------------|--|
| 事業所の名称 | 訪問看護ステーションNAGOMI |
| 事業所の所在地 | 群馬県前橋市荒子町1549番地1 |
| サービスの種類 及び指定年月日 | 訪問看護（平成29年4月1日） 介護予防訪問看護（平成29年4月1日） |
| 処分内容 | 指定の全部の効力の停止 |

3 処分年月日 平成30年2月27日

4 指定の効力を停止する期間

平成30年4月1日から平成30年6月30日まで（3か月）

5 主な処分理由

（1）不正請求と認められるもの（介護保険法第77条第1項第6号）に該当

合計不正請求額 2,052,589円

- ・主治医から指示のない訪問看護の提供に係る訪問看護費の算定
- ・サービス提供記録が存在しない訪問看護費の算定
- ・居宅サービス計画上位置付けのない訪問看護費の算定
- ・従業者以外の者のサービス提供による訪問看護費の算定

- ・准看護師の訪問に係る減算の未実施及び不十分な記録による訪問看護費の算定
- (2) 訪問看護における法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号）に該当

※詳細については、別紙資料（指導監査室の監査調書に基づき作成）のとおり

6 今回の処分までの経緯

平成29年9月26日に本市にて実地指導を行い、不正請求の疑いが確認されたため、監査に切り替えたところ、上記処分理由が認められたもの。監査対象期間は、平成29年4月から8月まで。

本件に関するお問い合わせ先

介護高齢課 指導係

電 話 内線 / 3 1 3 2
直通 / 0 2 7 - 8 9 8 - 6 1 3 2